

幻の味 浜益牛と秋の味覚バーベキュー

浜益区で黒毛和牛の生産が始まったのは昭和38年。平成11年には石狩管内で初の黒毛和牛の称号を得ました。「幻の浜益牛」と言われるほど頭数が少なく希少な浜益牛を、秋の野菜と一緒にバーベキューで頂きます。また、同じく「幻」と称される浜益米のおにぎり付きです。石狩市民でさえなかなか味わうことができない貴重な味をご堪能ください。

にしん漁の歴史を語る

はまます郷土資料館

明治32年に建てられた旧白鳥家が所有していた練建網漁場の番屋を資料館としてよみがえらされました。水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」にも選ばれています。館内には、当時練漁に使われた漁具をはじめとする、数々の資料が保存、展示されています。

森のくだもの屋さん

きむら果樹園

明治10年に開園し、5代にわたり営む果樹園。面積は約5ヘクタールあり、サクランボをはじめりんご、ぶどう等沢山の品種を栽培しています。開園以来、今も実をつけている樹齢100年越えのりんごの樹も有名です。

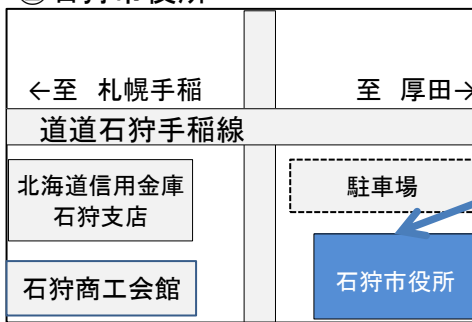
※園内では一部のコースに高低差がございます。

■集合場所のご案内

①札幌駅北口 団体待合所



②石狩市役所



お申込み・お問合せは アミーケ・インターナショナル株式会社

にお電話ください

電話番号 0133-74-3823

受付 月曜～金曜 (8:30～17:30)

※業務の都合によりスタッフが不在となる場合がございます。
留守番電話にメッセージを残して頂ければ折り返し連絡申し上げます。

旅行条件[要旨] ※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認ください。

- 募集型企画旅行契約
1. この旅行はアミーケ・インターナショナル株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
2. 旅行契約の内容・条件は、募集型企画旅行契約書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。
3. 当社は、お客様が当社の定める旅行行程に従って運送機関等の提供する運送・その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
4. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立
(1) 当社、(2) 旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「(1)」「(2)」を併せて「当社」といいます)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただけます。お申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(1)に定める旅行契約成立前、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金

- 旅行代金は「旅行申込書」に表示しています。出発日ご利用人数でご確認ください。
- 旅行代金に含まれるもの
1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料等。
2. 旅行開始日の変更
当社は旅行開始の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関係し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関係し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
3. 旅行代金の返還
前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の運送・宿泊その他の施設等の不足が発生したことに伴う変更の場合を除き、当社は変更後の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにの提供を受けた旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い済み又はこれから支払わなければならない費用はお客様のお負担となります。
4. お客様による旅行契約の解除
【1】旅行開始前
1. お客様は、いつでも以下の表で定める取消手数料をお支払いいただくことにより、お客様が旅行契約を解除することができます。なお、表という「旅行契約の解除期日」は、お客様がお申し込みの営業日・営業時間内にお申し出いただいた日を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行
【1】21日前に当たる日以前の解除	無料
【2】20日前に当たる日以前の解除【3】～【7】を除く	無料
【3】10日前に当たる日以降の解除【4】～【7】を除く	旅行代金の20%
【4】7日前に当たる日以降の解除【5】～【7】を除く	旅行代金の30%
【5】旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%
【6】旅行開始の前日の解除【7】を除く	旅行代金の50%
【7】旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための運送業者その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらに準ずるものとして、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が高まったとき。
エ. 当社がお客様に対し、別項で定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。
オ. 当社の責に帰せざる事由により、旅行契約に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
【2】旅行開始後
1. 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時解除された場合は、お客様が旅行代金を全額、一切の払い戻しをいたしません。
2. お客様の責に帰せざる事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様が旅行代金を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い済み、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合を除きます)を差し引いたものをお客様に払い戻します。
【3】旅行開始前
1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明し、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
エ. お客様が、契約内容に開き、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
オ. お客様の人数が旅行申込書に記載した最小催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日(日帰り旅行にあっては1日)に当たる日以前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
カ. スキーを目的とする旅行において、合理的な範囲の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が満たされず、あるいはそのおそれが高まったとき。
キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関係し得ない事由が生じた場合において、旅行契約に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが高まったとき。
ク. お客様が第3項(1)に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第3項(1)の【1】に定める取消料に相当する額の取消料を支払ういただきます。
【4】旅行開始後
1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための運送業者その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらに準ずるものとして、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
2. 当社が本項(2)の【1】の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、得喪に向かわずのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い済み、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
3. 当社は、本項(2)の【1】ア. の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、お客様が第3項(1)に定める期日までに旅行代金を支払うことができなかった旅行サービスの提供を受けず、お客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い済み、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合を除きます)を差し引いたものをお客様に払い戻します。
【4】旅行開始前
1. 当社は、旅行契約の履行に当たっては、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
2. 当社は、旅行契約の履行に当たっては、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし損害発生の日から起算して2年以内(当社に対して通知があったときは)に限り、当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内(当社に対して通知があったときは)限り、お客様に賠償して15万円(当社に故意または重大な過失があった場合を除きます)を賠償していただきます。
【5】特別保証
当社は第17項の規定に基づきお客様の責任を問う可否を問わず、当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)の特別保証規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物のうちご乗入れの一定の損害にあっては、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。旅行参加にかかる損害補償金は、旅行参加者ご本人様をもって頂きます。旅行参加者の一人または一人に対しては、10万円を限度とします。
【6】個人情報の取扱い
当社は、ご提供いただいた個人情報について、1. お客様との間の連絡のため、2. 旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3. 旅行に関する諸手続きのため、4. 当社の旅行契約上の責任において事務的費用等を担保する保険手続のため、5. 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6. 旅行参加者のご意見やご感想の収集のため、7. プライバシーポリシーのため、8. 特等サービス提供のため、9. 統計資料作成のために利用させていただきます。
【7】その他
旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご連絡ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、お客様が旅行に付きお支払いになっている費用は、当該措置に要した費用はお客様のお負担とさせていただきます。